

東電元会長らの「福島原発刑事裁判」控訴審が6月6日に結審します 一審判決を破棄し公正な判決を求める署名

東京高等裁判所 第10刑事部 裁判長 細田啓介 様



東京高裁は審理を尽くし、公正な裁判を行うことを求めます！

この裁判の対象は、近代日本が遭遇した、最大かつ最重要の産業事故・公害事故です。

貴裁判所は、検察官役の指定弁護士の現場検証と証人調べなどの証拠申請を却下しました。裁判所が見ようとしなかった証拠関係に何が語られているのかを知るべきです。本件では、すでに取り調べられた証拠だけからも、被告人有罪の結論は優に導くことが可能です。しかし、東電株主代表訴訟を指揮する東京地裁民事第8部の裁判官が持っていた真実解明のための真摯な姿勢を学び、さらに審理を尽くすべきです。また、最高裁は夏前にも、刑事裁判で取り調べられた証拠も吟味したうえで、国の国家賠償責任に関して極めて重要な判断を示します。少なくとも、最高裁判決と7月13日に下される東京地裁民事第8部の判決を待つ、その内容を吟味するべきです。

貴裁判所には、独立した司法の誇りにかけて、歴史の批判に耐え得る公正な判決を下すよう切望します。



<参考> 福島原発刑事裁判とは？ *詳しくは福島原発刑事訴訟支援団ウェブサイトをご覧ください

【被告人・罪状】2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故について、刑事責任を問う唯一の裁判です。被告人は、勝俣恒久東京電力元会長ら3人です。罪名は業務上過失致死傷罪。津波対策を怠って事故を引き起こし、社員や自衛官にけがをさせ、避難途上にあった双葉病院の患者44人を死亡させた罪です。

【経過】この刑事裁判は、全国1万4千人以上の刑事告訴・告発を、検察庁が不起訴としたものの、一般有権者からなる検察審査会が「強制起訴」を決めたことにより開かれました。東京地裁の第一審では永淵裁判長が全員無罪の判決を下し、指定弁護士は「原子力行政に忖度した判決だ」と批判して控訴しました。

【第一審判決】東京高裁での控訴審では、指定弁護士が3名の証人尋問の申請と一審では採用されなかった現場検証を求めましたが、細田裁判長が不採用としたため、指定弁護士は「大きな禍根を残す」と厳しく批判。一方、細田裁判長は長期評価の信頼性を認めた千葉避難者訴訟の東京高裁判決などは証拠採用しました。

【今後】6月6日に開かれる第3回公判で補充弁論と被害者の心情意見陳述を行い、結審するとされています。

お名前	ご住所
	都・道 府・県

(呼びかけ団体) 福島原発刑事訴訟支援団、福島原発告訴団 (電話) 080-5739-7279

(集約先) 〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢小倉 140-1 福島原発刑事訴訟支援団

署名集約日…第一次・2022年5月15日

オンライン署名もあります

